

株式会社HIROBA 人材紹介サービス利用規約

申込企業(以下「甲」という)は、株式会社HIROBA(以下「乙」という)が提供する人材紹介サービス及びインターネット人材紹介サービス(以下「本サービス」という)の利用に関し、以下の規約(以下「本規約」という)に同意し、人材紹介サービス利用申込書(以下「申込書」という)により、本サービスの利用を申し込むものとする。

乙は、甲の本サービスの利用の申込みを認める場合にはその旨を甲に通知するものとし、かかる通知により本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約(以下「利用契約」という)が甲と乙の間に成立する。

第1章 人材紹介サービス

第1条 提供サービスの内容

1. 甲は、乙に対して、乙から紹介される人材が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の条件(以下「求人要件」という。)を明示し、乙は、甲より明示のあった求人要件に該当すると乙が判断した人材のうち、甲に応募する意志を示した人材を、甲に対し紹介する。
2. 甲は、乙を通して人材の紹介を受けた場合、当該人材(以下「候補者」という)に対して、履歴書及び職務経歴書の提出、面接、筆記試験等適宜の方法により選考を行うものとする。
3. 甲は、乙に対し、前項に基づく選考の結果を速やかに文書または電子メールにより通知する。
4. 甲は、第2項に基づく選考における候補者への日程調整及び合否連絡は、必ず乙を通じて実施するものとし、甲から候補者に直接連絡しないものとする。但し、乙が甲に対して承諾をした場合はこの限りではない。
5. 甲は、第2項に基づく選考の結果、候補者を採用する場合には、当該候補者に対し労働基準法第15条に定める労働条件を明示し、所定事項を文書で通知するとともに、乙に対してもその旨文書または電子メールで通知するものとする。甲は、当該候補者の入社(甲の労働者として実際に労働に従事し始めることを意味する。)の予定日についても、乙に対して通知するものとする。

第2条 紹介手数料(人材紹介サービス)

1. 甲は、乙が紹介した候補者の採用を決定し、候補者が甲への入社意思を表明することにより、甲及び候補者の間で雇用契約(その名称のいかんを問わず、候補者が甲の指揮命令の下、甲の業務に従事することを内容とする契約を意味する。)が成立したときは、甲が採用決定した候補者(以下、「採用決定者」という)一人当たりに対し申込書で定められた額を、紹介手数料として乙に支払う。
2. 申込書記載の理論年収とは、月次給与及び所定外労働手当の12か月分、理論上の通年賞与、諸手当(但し交通費を除く)、一時金等を合計した金額をいう。賞与額については原則内定通知書等の記載に従って算定するが、当該書類に記載がない場合、前年度支給実績を基に算定する。
3. 乙は、甲に対し、毎月末日締めにて当月に乙の紹介により甲に入社意志を表明した採用決定者を取りまとめた紹介手数料を、書面にて請求するものとする。
4. 前項の請求を受けて、甲は、乙に対し、請求書記載の紹介手数料及び消費税(地方消費税を含む。以下同じ)相当額を、請求書記載の支払期日に乙指定金融機関口座に支払うものとする。銀行振込手数料その他支払に要する費用は甲の負担とする。
5. 本サービスの提供に必要な費用が別途発生する場合、乙は甲に事前に相談し、承諾した費用については、甲の追加負担とする。

第3条 紹介手数料の返還

1. 採用決定者が甲に入社に至らなかった場合、又は入社後3ヶ月以内で、採用決定者の責めに帰すべき事由による解雇若しくは自己都合により退職した場合は、乙は甲に対し、入社日からの期間に応じて紹介手数料に下記内容にある返金規定内の料率を乗じた額を返還する。

1 入社に至らなかった場合…… 100%相当額

- 2 入社後1ヶ月以内の場合 …… 80%相当額
 - 3 入社後3ヶ月以内の場合 …… 30%相当額
 - 4 入社後3ヶ月を超える場合 …… 返金なし
2. 前項の返金は、採用決定者の退職後に甲から乙へ請求書を発行し、請求書郵送の消印日の属する月の翌月末日までに甲指定金融機関口座に支払うものとする。銀行振込手数料その他支払に要する費用は乙の負担とする。
 3. 採用決定者の退職理由が、甲の採用決定者に対する労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または甲の採用決定者に対する法令違反行為、その他甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、本条第1項及び第2項の定めは適用されないものとする。また、甲の責めに帰すべき事由に起因する人材の退職、及び甲の都合による人材の解雇もしくは人材の死亡、事故、病気等の不測の事態による退職の場合も、本条第1項及び2項の定めは適用されないものとする。

第4条 候補者との直接取引の禁止

候補者が甲に入社をするまでの間、甲は候補者に対して、乙を通さずに接触・交渉・直接連絡(電話連絡、メール連絡など)することを一切禁止とする。但し、乙が甲に対して承諾をした場合はこの限りではない。

第2章 インターン人材紹介サービス

第5条 提供サービスの内容

1. 甲は、乙に対して、乙から紹介されるインターンの人材が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の条件(以下「インターン求人要件」という。)を明示し、乙は、甲より明示のあったインターン求人要件に該当すると乙が判断した人材のうち、甲のインターンに応募する意志を示した人材を、甲に対し紹介する。
2. 甲は、乙を通して人材の紹介を受けた場合、当該人材(以下「インターン候補者」という)に対して、適宜の方法により選考を行うものとする。
3. 甲は、乙に対し、前項に基づくインターンの選考の結果を速やかに文書または電子メールにより通知する。
4. 甲は、インターン期間後の選考の結果、インターンの参加者(以下「インターン参加者」という)を新卒採用する場合には、当該インターン参加者に対し労働基準法第15条に定める労働条件を明示し、所定事項を文書で通知するとともに、乙に対してもその旨文書または電子メールで通知するものとする。甲は、当該インターン参加者の入社の日付についても、乙に対して通知するものとする。但し、紹介時プランの場合はこの限りでない。

第6条 紹介手数料(インターン人材紹介サービス)

◆紹介時プランの場合(第2項以降は共通)

1. 甲は、第5条第2条及び第3項に基づき乙が紹介したインターン候補者の採用(以下「インターン採用」という)を決定し、インターン候補者が甲のインターンへの参加を表明することにより雇用契約または業務委託契約が成立したときは、甲がインターン採用決定したインターン候補者(以下、「インターン採用決定者」という)一人当たりに対し申込書で定められた額を、紹介手数料として乙に支払う。

◆内定承諾時プランの場合(第2項以降は共通)

1. 甲は、第5条第2条及び第3項に基づき乙が紹介した候補者をインターン採用し、インターン期間後、乙が当該候補者を新卒採用することを決定し、当該候補者が甲への新卒として入社する意思を表明したときは、甲が新卒採用決定した候補者(以下、「新卒採用決定者」という)一人当たりに対し申込書で定められた額を、紹介手数料として乙に支払う。
2. 乙は、甲に対し、毎月末日締めにて当月に乙の紹介により甲に入社意志を表明したインターン採用決定者または新卒採用決定者を取りまとめた紹介手数料を、書面にて請求するものとする。
3. 前項の請求を受けて、甲は、乙に対し、請求書記載の紹介手数料及び消費税(地方消費税を含む)。以

下同じ。)相当額を、請求書記載の支払期日に乙指定金融機関口座に支払うものとする。銀行振込手数料その他支払に要する費用は甲の負担とする。

4. 本サービスの提供に必要な費用が別途発生する場合、乙は甲に事前に相談し、承諾した費用については、甲の追加負担とする。

第3章 共通

第7条 派遣または業務委託等の取扱い

申込者が、乙より紹介のあった候補者について、派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき採用、使用または役務の提供等を受ける場合であっても、採用、使用または役務の提供の開始時点で本規約に基づく紹介手数料が発生するものとし、本規約の全ての条項が準用されるものとする。この場合、当該契約の月額報酬を12か月分乗じたものを本規約の理論年収とするものとし、契約開始より12か月のうちに報酬の増減や契約形態の変更があった場合は都度差分を清算するものとする。

第8条 紹介手数料金の支払規定

紹介手数料の支払いについて定められた期限を遅延する場合、乙は甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

第9条 留意事項

1. 乙から紹介のあった候補者について、乙の紹介日から12か月を経過しない間に、乙の紹介以外の方法によって甲への応募または紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。
2. 甲は、候補者について乙の紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、速やかに乙にその旨を通知するものとする。甲は、乙に求められた場合、その事実を証明する書面、電子メール等を提出するものとする。
3. 利用契約の有効期間を問わず、甲は、乙より候補者の紹介を受けた日から12カ月（インターン人材紹介サービスの場合は、候補者が大学または大学院を卒業した日から12カ月）を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本サービスによる方法以外で当該候補者を採用してはならない。但し、乙の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合には、この限りではない。
4. 甲は、紹介手数料の支払いを免れる目的をもって本条第3項に違反した場合、または採用に関して虚偽の報告をした場合、違反行為の対象となった当該候補者1名につき紹介手数料相当額の2倍の違約金を乙に支払うものとする。
5. 甲は、本サービスの利用において、労働基準法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律その他の法令を遵守するものとする。

第10条 本サービスの停止等

1. 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、甲に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 他の事業者が提供しているサービスで本サービスの実施に利用されるサービスについて、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - (5) その他、乙が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合
2. 乙は、乙の合理的な判断により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、乙は甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、本条に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条 損害賠償

甲及び乙は、本サービスの遂行に際し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を発生させた場合、現実発生した直接かつ通常損害を賠償するものとする。また、乙の賠償責任は、損害賠償の原

因となった人材の紹介について甲から現実に受領した紹介手数料を上限とする。

第12条 有効期間

利用規約の有効期間は、申込日から1年間とする。但し、有効期間満了3ヶ月前までに、いずれの当事者からも更新を拒絶する旨の通知がなされなかった場合には、利用契約は同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第13条 解 除

1. 利用契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を解除することができる。
 - (1) 本規約または申込書記載の事項に違反し、その是正を求める通知後当該違反の是正及び当該違反に基づく損害の賠償をしない場合
 - (2) 支払停止もしくは支払不能となり、または、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (4) 仮差押えもしくは仮処分の命令を受け、その効力が15日以上継続した場合、または差押えもしくは競売の申立てを受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、または事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき
 - (7) 資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (8) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が不可能となったとき

第14条 契約終了時の候補者の取扱いについて

利用契約が期間満了または解除により終了した場合でも、利用契約の有効期間中に乙から甲に紹介した候補者については、本規約の規定が適用され、紹介手数料支払いの対象となるものとする。

第15条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供もしくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。但し、①相手方から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの、②相手方から提供もしくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外する。
2. 利用契約の当事者は、秘密情報を利用契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとする。
3. 前項の規定に拘わらず、利用契約の当事者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
4. 利用契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第2項に準じて取り扱うものとする。
5. 利用契約の当事者は、利用契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却または廃棄する。

第16条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、現在、自ら(自らの役員及び従業員を含む。以下本条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会

屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為とき
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為

第17条 保証の否認と免責

1. 本サービスは、求人要件及びインターン求人要件に合致した人材を紹介するものであり、甲の望む人材と完全に合致した人材を紹介することにつきいかなる保証も行わないものとする。
2. 甲は、候補者及びインターン候補者に関して、採用のために適性検査、身元調査、照会その他の調査を行う必要がある場合には、甲の責任において行うものとする。乙は、乙、候補者又はインターン候補者が提供した情報につき、正確性、最新性及び十分性を含め、いかなる保証を行うものではない。
3. 甲は、候補者及びインターン候補者につき、自らの責任で面接、筆記試験等の方法により選考を実施し、適当と認めた場合には、自己の判断で、候補者及びインターン候補者と雇用契約又は業務委託契約を締結するものとする。
4. 乙は、甲と候補者及びインターン候補者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、甲の責任において処理及び解決するものとし、乙の責めに帰すべき事由を除き、乙はかかる事項について一切の責任を負わないものとする。

第18条 契約内容の変更

1. 乙は、本サービスの内容を自由に変更できるものとする。
2. 乙は、本規約（乙のウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含む。以下本項において同じ）を変更できるものとする。乙は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに乙所定の方法で通知または告知するものとする。告知された効力発生時期以降に甲が本サービスを利用した場合または乙の定める期間内に利用解除の手続をとらなかった場合には、甲は、本規約の変更に同意したものとみなす。

第19条 存続規定

第2条から第4条まで、第6条、第8条から第11条まで、第14条、第15条、第17条、第19条及び第21条の規定は、利用契約の終了後も有効に存続するものとする。但し、第15条については、利用契約終了後1年間に限り存続するものとする。

第20条 譲渡禁止

甲は、乙の書面による事前の同意なくして、利用契約の契約上の地位または利用契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

第21条 準拠法及び合意管轄

利用契約の準拠法は日本法とし、利用契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条 協議事項

甲及び乙は、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

2021年4月29日制定